



2019年5月17日

各 位

会 社 名 株式会社フェイスネットワーク
代表者名 代表取締役社長 蜂谷 二郎
(コード番号：3489 東証マザーズ)
問合せ先 取締役執行役員経理部長 佐野 宏江
(TEL. 03-6432-9937)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年5月17日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を、2019年6月25日開催予定の第18回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 取締役の任期の変更について

取締役が毎年株主の信任を得なければならないものとするにより、経営責任の明確化を図るとともに、経営環境の変化に迅速に対応するため、取締役の任期を現行の2年から1年に短縮することとし、現行定款第21条(任期)につき所要の変更を行うものであります。

(2) 剰余金の配当を取締役会の決議事項とする件について

前記①の定款変更が承認された場合、当社は剰余金の配当等を取締役会が決定する旨を定款で定めることが出来ることとなります。そこで、会社の経営状態に応じ、適時に剰余金の配当を行い、株主還元の充実を図るため、剰余金の配当等を取締役会が決定することとし、現行定款第44条(剰余金の配当の基準日)及び第45条(中間配当)につき所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② (条文省略)	(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 44 条 当社は、<u>株主総会の決議により、毎年 3 月 31 日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して期末配当を行うことができる。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第 45 条 当社は、<u>取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当)</p> <p>第 44 条 当社は、<u>会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 45 条 当社は、<u>毎年 3 月 31 日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して期末配当を行うことができる。</u></p> <p>② <u>当社は、毎年 9 月 30 日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うことができる。</u></p> <p>③ <u>前二項に定めるもののほか、当社は、当社が定めた基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うことができる。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2019 年 6 月 25 日 (予定)
定款変更の効力発生日	2019 年 6 月 25 日 (予定)

以上